

条例見直し調書

		作成年度	平成24年度
条例名	神奈川県障害者自立支援対策臨時特例基金条例		
条例番号	平成19年神奈川県条例第7号	法規集	第6編第1章第6節
所管課	保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課		
条例の概要	障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例に基づく基金は、障害者自立支援法等の円滑な運用並びに福祉・介護人材の確保及び処遇改善に資するために設けられたものである。 本条例は地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、本基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づく基金は、激変緩和措置による事業運営の安定化、福祉・介護職員の確保・処遇改善及び基盤整備による旧法施設等の新体系サービスへの移行促進等に寄与するなど、有効に機能している。	H23年度実績 事業運営安定化等 1,023,977千円 新法移行円滑措置 1,366,130千円 福祉・介護人材確保等 2,872,671千円
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	地域の実情に応じた効率的な事業実施及び事務執行が可能となるよう、県と市町村とが役割分担を行いながら運用している。また、恒久的な実施が必要な事業については、他県とともに国へ要望を行うなど、さらなる効率的な運用を図っている。	H23年度運用実績 取崩し額 4,631,497千円 運用益 12,231千円 新規積立 812,572千円
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	障害者自立支援法に基づく「神奈川県障害福祉計画」に沿うよう、関係市町村と連携を図りながら基盤整備等の交付決定を行っており、県政の基本的な方針に適合するものである。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方自治法上の基金として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成29年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>